

教育福祉常任委員会議記録

1. 期 日 平成 31 年 2 月 26 日(火) 開会 13 時 20 分
閉会 17 時 45 分
2. 場 所 第 1 委員会室
3. 付議事件 ①二宮町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について（議案第 8 号）
②二宮町歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定について（議案第 9 号）
③二宮町子育てサロン設置条例の一部を改正する条例（議案第 23 号）
④二宮町教育支援委員会条例の制定について（議案第 10 号）
⑤二宮町教科用図書採択検討委員会条例の制定について（議案第 11 号）
⑥特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例（議案第 21 号）
⑦二宮町ふたみ記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（議案第 22 号）
※議事の都合により、上記の順序で審査を行った。
4. 出席者 渡辺委員長、露木副委員長、松崎委員、前田委員、小笠原委員、一石委員、野地議長
- 執行者側 ①～③町長、副町長、健康福祉部長、子育て・健康課長、健康づくり班長、子育て支援班長
④⑤町長、副町長、教育長、教育部長、教育総務課長、指導班長
⑥⑦町長、副町長、教育長、教育部長、生涯学習課長、生涯学習・スポーツ班長、生涯学習・スポーツ班副主幹
- 傍聴議員 6 名
一般傍聴者 0 名

5. 経 過

①二宮町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について（議案第 8 号）

<補足説明>

なし

<質疑>

松崎

予防接種に関する話だが、内容が医科学的見地からの調査ということになると、当然この条例の中に、他の条例の中にはほとんど入っている守秘義務に関する事項があつてしかるべきであると思うが、抜けているような気がするがいかがか。

子育て健康課長

こちらの健康被害に遭われた方が出た場合、町でも調査するということが、附属機関の委員会ということになる。傍聴の関係だが、個人情報扱うようなものになると思うので、傍聴は非公開の形になると思うので特に守秘義務の関係についてはこちらに謳っていない。

松崎

非公開で、その中で当然個人情報の話が飛び交うわけで、なおさら、守秘義務は課されるべきだと思う。現実問題、私が見たところ他の見ても守秘義務

務が入っているのがほとんどで、これだけ抜けているので非常に違和感をもった。守秘義務に関する条項を入れるべきだと思うがいかがか。

健康福祉部長 おっしゃることは理解した。この委員会において委員さんというのは医者であり、学識経験者、町職員で守秘義務を持って行うことを当然と考えるし、そういった内容の会議になると思う。条例に載せなくても町の法制執務にひっかからなかったなので、このままで大丈夫ではないかと考える。

松崎 そうすると他のところでは全て入っている。議案 14 号の個人情報の中にも健康診断その他の検査の結果というものが個人情報であると謳っているし、どういう角度から見ても守秘義務に関する項目は入れるべきだと思う。

委員長 例えば、今日審議される議案第 10 号も教育支援員だが、確かに第 8 条に守秘義務というものがあり、その職を退いた後も同様とするという表現も含めて定められている。また会議は非公開とするとも定めている。

休憩 13 時 25 分
再開 13 時 30 分

委員長 先ほど、松崎委員から守秘義務について確認を求められたが、現在、法制担当者がつかまらないということなので、一旦留保し、回答が得られ次第審議を再開する。その間、他の質疑を進める。

一石 まず、この予防接種健康被害調査委員会という名称であるが、前は事故調査委員会であったと思うが、なぜこの名称になったのか。それから条例になるということで、副反応被害者の救済に町のスタンスが一步前進すると捉えてよいのか。

健康づくり班長 1 つめの名称が変更になった点について、厚生労働省の制度においても予防接種事故ではなく、予防接種の副反応による健康被害と定義されており、国の制度との一貫性を確保するということから、この度予防接種事故から予防接種健康被害と変更した。

子育て・健康課長 今回、町の附属機関の見直しによって条例化されるため、一步前進というか、内容は特に変わらない。

一石 健康被害といっても、例えば医師の過失や接種時の事故、期限切れのもの等、メディアに上がってくるような事故がある。それに関して調査の対象になるかどうか確認させていただきたい。医師の過失を問わない保険もあると聞いているので確認させていただきたい。条例というのは、おそらく行政のある意味縛るものなので、一步前進するのではないかと思うがいかがか。

健康づくり班長 事故について、医師の過失等も含めてこちらの制度が対象となっている。

子育て・健康課長 規則から条例に変わったが、体制としては変わらない。

- 一石 体制は変わらないなら、何のためにやるのか。何も変わらないのならなぜ変えるのか。
- 子育て・健康課長 元々規則であったものだが、今回総務課の方で町の中にある色々な委員会を整理した中で、今回条例化しているため、体制としては変わらない。
- 町長 体制は変わらないというのは、条例にした中で、規則だったものと委員の人数等、内容は変えていないということである。条例化するということは、要綱や規則であれば、例えば人数を10人だったものを急に8人等にできるわけだが、議会の議決をいただかなければいけないわけで、そういった意味では行政がやっていることをしっかりと公開して、責任を持つという形の位置づけになっているかと思う。
- 一石 やはり条例は町民のためにあるわけで、ぜひ町民のために使いまわす条例にしていきたい。
- 前田 名称は変わったが内容は変わっていないとことだが、内容が変わっていないか再度確認したい。前の事故調査委員会では、第3条2項(1)～(3)については、に該当する各委員を3名以内としていたかと思うが、今回の改正では、各委員の人数の指定がされていないが、制限はないのか。委員の任期も事故調査委員会では、諮問にかかる調査審議が終了するまでとされていたが、当該事例が発生してから、調査が終了するまでと改正されている。審議が抜けているが、その理由をお聞かせいただきたい。
- 健康づくり班長 第3条の組織の人数であるが、当初それぞれ3名以内ということであったが、医師の見解が医学的な見地から重要ということで、想定される医師の人数が3名以上になることから全体で10名と変更させていただいた。
- 子育て・健康課長 委員の任期だが、条例の方では当該事例が発生してから調査が終了するまでとなっているが、こちら調査が終了するまでということは、審議も含めて、すべて調査が終了するまでという意味である。
- 委員長 前田委員からは、内容が変わっていないかという質問であったが、他に変わっている点はないか。
- 健康づくり班長 内容は変更ない。
- 露木 この委員会が開かれたこれまでの事例はあるか。この内容は、他の自治体と違う部分や、町の裁量の部分はあるのか。先ほどから、言葉が少しずつ変わっているが、なぜ新旧対象表を付けていただけないのか。
- 健康づくり班長 今までの事例だが、一度も開催したことがない。新旧対象表について、この条例は改正ではなく、新規の条例制定ということから付けていない。

委員長 他の自治体との比較と、町の裁量というか、町独自の部分があるかという質問かと思うが。

子育て・健康課長 他自治体との違いというものは特にはない。第3条の人数の部分について、だいたいどの自治体も所属の医師会の先生や学識経験者は入っている。後は人数が多少違って来る。町独自のものというものは特に入れていない。

露木 今まで事例がないという中で、条例を作るというのは以前の要綱等をそのまま使うのだろうが、同じような内容について、開かれた自治体を研究されて、今の要綱との検証をしたりしたか。別の自治体では、こういった文言も入っているというものがあれば教えていただきたい。新旧対照表について、確かに新設の条例だということは分かるが、参考に要綱からこういった条例になったというものがあればありがたい。

健康福祉部長 要綱との比較については、今後考えたい。ただ前例について、全く異なる事例のことで、こういった委員会が開かれている例は確認しているが、それを元に、その条例がどのように合っていたのかは確認していない。ここに書いているのは、一般的な国が示すものをそのまま持ってきているものである。逆に言えばこのようにしておけば、多種多様なことに対応できる委員会を開くことができると判断している。国の基準で全体の対応ができれば良いということで、他のオリジナルがあるかどうかは確認していない。

露木 国がモデルを示して、それに準じているのだと思うが、例えば、委員会を開いている自治体の方が少ないのではないかと思う。そうすると、国のモデルの使いづらさに気付いてない所の方が多い気がする。実際にいざ開いてみたら、もっとこうしておけば良かったということがないようにしていただきたい。今後、他の自治体で開いたところで何か、もう少しこうしておけば良かった等の研究していただきたいがいかがか。

子育て・健康課長 他自治体で開かれる事例はほとんどなく、規則や要綱、条例で設置はしているが開催されていないところがほとんどである。実際に開いているところがあれば参考にさせていただきたい。

休憩 13時45分
(傍聴議員の質疑：なし)

再開 13時50分

健康福祉部長 先ほどの松崎議員の質疑への回答だが、今回はこのままの議案で提出させていただき、このうち規則を作ることによって、そこに守秘義務を入れるということでご理解いただきたい。

医師においても守秘義務がある。もちろん公務員についてもあるが、学識経験者に対して法律的に縛るものがない。そのことについて、条例でやる必要があるのかどうかは、今この場ではっきり言うことはできないということである。ただ守秘義務がないものかということ、元々この会議はそういった個人情報扱うものであるから、守秘義務は必要になるということで、会議を進めるにあたり必ず守秘義務を守るということ徹底した上で行うという

ことでやっていきたい。また、必要な条例改正がある時には、条例に加えるということで対応していきたい。

委員長 執行者側の見解が示されたので、討論に入る。

<討論>

松崎 反対の立場で討論する。理由は先ほど申し上げたとおり、内容が医学的見地からの調査ということで、非常に厳しい守秘義務が求められる内容であるため、守秘義務に関する記述が必要である。

露木 私もこれでは賛成しかねる。先ほど部長が運営の方でしっかりとやっていくと言われたが、そうおっしゃればおっしゃるほど、条例に入れるべきではないかと思ってしまう。今回は附属機関の見直しというところでこれが、ないからといっても委員会を開けないわけではないので、1回差し戻していただいた方がよいと思い反対する。

<採決>

委員長 議案第8号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手少数)…2対4

賛成：野地・一石 各委員

反対：松崎・小笠原・露木・前田 各委員

挙手少数である。よって議案第8号は否決された。
以上で審査を終了とする。

②二宮町歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定について（議案第9号）

<補足説明>

なし

<質疑>

前田 ここでこのような条例ができ上がってくることは遅い感も否めないが、喜ばしいことではないかと思う。歯及び口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためとあるが、部署横断的な観点に立って行われるのか。第7条のところに歯及び口腔の健康づくりを推進するため、基本理念にのっとり次に掲げる施策を実施するものとする。とあるが、この中で何の予防対策か明記されていないが、明記されなくともこの条文にのっとりた形が行われるのか。

子育て・健康課長 部署横断的ということだが、歯科に関しては子育て・健康課をはじめ、健康福祉部内の福祉保険課と高齢介護課、教育委員会も学校等の歯科健診等を行っている。また歯科の指導も行っている。健康福祉部、教育委員会も含めて連携して行っていく事業になっていくと思う。第7条の基本的施策の部分だが、こちらはライフステージごとに施策を明記しており、第3号の部分に妊娠期から子育て期における母子及び学齢期にある者に対する予防対策ということで、こちらは歯全般の予防対策ということで、全般という意味で明記している。

- 前田 今、第7条の3号のところでは全般的な予防対策という観点からこのような記載になっているということだが、もう少し何かつけ加えることはできないのか。他の条例等そうだが、ただ推進することあり、条例というものはそういうものかもしれないが、ここに何かもう少しつけ加えることはできないか。
- 子育て・健康課長 この条例については、理念条例となっており、詳しい施策の関係は健康増進計画の中に謳われているため、そちらで実施していく予定である。
- 露木 これのパブリックコメントを探したが、リンクが切れていて、どうしても見つからなかった。募集をしたのだと思うが、案内は見た記憶があるが、5日で締め切っていて、その後に今まであまり時間はなかったかと思うが、どの程度のご意見があり、どういった内容でどの部分で反映したのか教えていただきたい。
- 子育て・健康課長 こちらの条例はパブリックコメントを取っており、1月7日から2月5日まで行っていた。ホームページやラディアン等、公共施設に何か所か置いていたが、町民からの意見はなかった。
- 露木 今現在、その結果がなかったという結果もない。私がこの条例で検索するとページは出てくるがリンクが切れている。つまり、終わっているかどうか分からないし、この条例があるのかも分からない。その辺を今一度把握していただきたい。
- 子育て・健康課長 申し訳ない。パブコメは行ったが、意見がなかったという結果と終了していること記事が見られるように変更する。
- 小笠原 第7条の基本的施策について、今までもやってきているが、それを強く位置づけるのが(1)から(6)だと思うが、特に条例にしたことで、より位置づけられたと確認できることはあるか。例えば(1)に歯及び口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供に関すること。と書いたことによって、それなりに情報の提供はしてきたが、前よりはしっかり収集するようになる等である。そういった部分はあるのか。前期に委員会で健康づくり条例を作った時に、口腔の方は先生方がつくるので、そこは外してという話があった。よほど歯医者さんが喜ぶような文面が載っているのかという理解でいたが、お医者様たちが普段仕事をしている中で、行政のあり方についてこういったことが不備だとかそういう部分はあるかと思うが、その部分がこの条例にどう位置づけられているのか。それぞれの言葉にしっかりと思いがあってつくっていると思うのでお聞きしたい。
- 子育て・健康課長 この条例を作るにあたり、歯科医師会とお話しはさせていただいている。その中で第7条にある基本的施策というよりは、第2条の基本理念の部分である。歯と口腔ということだが、昔は歯というと虫歯にならないように等、口だけの健康の部分だけしか見ていなかったが、近年になり、歯だけでなく、歯周病や飲み込む力、摂食、言葉を発するのも口からであり、そういった機

能を維持し、身体全体につながっていく。糖尿病等も歯周病が関係しているという話もある。そういったことで第2条の基本理念に子どもの健やかな成長と発達、生活習慣病の予防、介護予防、食育の推進等に資するものであることから、という部分を入れることによって、健康寿命の推進にもなる。こういったことを入れてもらえると、歯科医師会としても事業を推進していく中で、歯と口腔というとその部分だけしか捉えられないが、身体全体の健康にも関係してくるということを言っていたらありがたいと話をしていただいているので、第2条の基本理念を重要として入れさせていただいている。

小笠原

町もしっかりそれを受けて、事業の展開を希望する。

休憩 13時05分

(傍聴議員の質疑：大沼議員)

再開 13時12分

<討論>

露木

条例には賛成の立場で討論する。ただ先ほどお聞きしたが、パブリックコメントで町民からいただいた声をきちんと出して、今回はなかったということだが、きちんと出して議会にこうなったという条例を上げていくのが手順だと思う。今回なかったからうっかりしたということかもしれないが、計画もパブリックコメントを行うが議会に審査がかけられるのは、結局条例しかないわけで、大事にさせていただきたい。討論で言うのも何だが、町長にお願いしたいのは、今申し上げたが、パブリックコメントを行い条例に上げてくる場合は、それがどういった意見でどう反映したかを町民に表して、そして議会にくる手順を徹底していただきたい。賛成はする。

<採決>

委員長

議案第9号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第9号は可決された。

以上で審査を終了とする。

③二宮町子育てサロン設置条例の一部を改正する条例（議案第23号）

<補足説明>

なし

<質疑>

前田

百合が丘サロンのままではなぜいけなかったのか。何か問題があったのか。中里に設置することによるメリットは、百合が丘に置いてある以上のメリットがあるのか。中里子育てサロンの場合は民営化ということがあるが、条例上特に位置づけが成されていないと思うが、その辺についてお聞かせいただきたい。

子育て支援班長

百合が丘子育てサロンではいけなかったわけではなく、狭いがニーズはあり、来場者は中里にお住まいの方が一番多いといった傾向がある。また、狭

いことから、栄通り子育てサロンでできている人気の親子講座ができない状況もあった。そういった意味では、中里子育てサロンは百合が丘子育てサロンの約3倍の床面積があり、より多くのニーズにお応えできるものと考えている。中里子育てサロンを条例にしなかったという部分に関して、中里子育てサロンというのは、寿考会の所有する建物になる。今回、賃貸借契約を結ばずに、あくまで業務委託で業務委託契約となるため、条例にはしない。百合が丘子育てサロンは、県住宅供給公社と賃貸借契約を交わしているので、内部に関する管理責任は町になるが、中里子育てサロンは寿考会が管理する建物ということになる。

小笠原

今度は広くなるということで、使い方も栄通りと同じように使うのか、もっと違う可能性を期待したい部分もある。二宮の子どもたちは、雨が降ったら遊ぶところがない。子育てサロンは乳幼児対象みたいになっているが、少しは広くなるので、雨の日だけは小学校の低学年なら来ても良いなど、そういった使い方ができたりすれば、百合が丘になくなってしまっても仕方ないのかなとか、さっき班長が今度は広くなるからやれなかったこともやれるということで期待したいのだが、もう少し大きい子が行っても大丈夫なようにする可能性はどうか。百合が丘でなぜだめかということについて、大きさの問題だけか。家賃も高かった等はないのか。百合が丘の場合は、ほとんどの方が車でいらしている方が多かったのか、中里の方が利用しているということは、歩いて来られる距離でもある。井上整形外科の下の住宅地なんかだとベビーカーを押しながら歩いて行ける。知り合いの方が実際に川沿いを歩いて行っていた。車で行く方にとっては、問題ないかと思うが、歩いて来る方がどれくらいいたのか確認したことがあるか。例えば、栄通りであれば、駐車場が有料になってしまうからほとんど車で来ないのではないか。町づくりの中で子供たちの声がする施設を1つ作っていかなければならないと思うが、サロンがあることでにぎわいがあったが、それがなくなって寂しくなってしまう責任において、これは辞めてしまうが、コミナルダイニングがあるからそっちを利用した企画をやるとか、知恵を使ってほしいがいかかが。

子育て支援班長

今後、小学生が使えたらいいというお話したが、個人的にはそう思うが、小さい子を抱えているお母さん、0歳児、1歳児、まだ歩けない子を抱えているお母さんは大きい子が来ると非常に怖いという意見がある。大きい子と小さい子を一緒にというのは非常に難しいと思っている。中の区割り等ができるのかも含め、現状では小学生まで幅を広げるというのは検討していない。サロンを移転する理由は大きさだけかということだが、主に大きさである。移転することによって、賃借料がなくなるということはあるが、基本的には、先ほど言ったとおり、より多くのニーズを獲得するために移転をする。それから、どれくらいの方が車で来ているかについては、毎回皆さんに何で来たか聞いている。百合が丘に関しては、徒歩、車がほとんど同数である。栄通りサロンについてはほとんどがやはり徒歩である。引き続き中里サロンも駐車場は確保して車で来ることもできるようにはしている。

健康福祉部長

歩いて来る方には、西友の交差点に横断歩道ができるので、徒歩は可能かと思っている。また、寂しくなってしまうということについて、我々も若干

気にしていた。しかし、小笠原議員もよくご存知のように、高齢者の対策をやっている時にも、小さいお子さんとの交流も大切であったり、小学校との交流も大切であったり、実際に山西の地域の協議体「たんぼぼささえたい」では、お子さんと交流ができるような形で今後何かやっていこうと話し合われ始めている。そういった地域づくりの中でも、課題としていけば対策として成り立つのではないかと考えている。

小笠原

町の直営だと、私たち議員は割とダイレクトに色々要望を要求できたし、ルール作りもこちらで決めたことを回していったと思うが、業務委託にすることによって、お任せの部分があつて向こうがだめだといいたらだめとならないか。

子育て支援班長

学童もそうだが、色々な部分で報告はいただく。さらに町からいまやっている状況を、ここから大幅に変えようとするつもりもない。町としては、いつでも寿考会さんとのつながりを持って、打ち合わせをし、より良くする部分はよりよくしていく。その他大きく変えるようなことは考えていないし、大きく変わるようなことも想定していない。

小笠原

栄通りでできていて、百合が丘でできていないのは、一時預かりで、百合が丘は物を食べてはいけないが、栄通りは食べられるスペースがある。百合が丘はなくなってしまいが、こういうメリットがあるということを強調してほしい。百合が丘でできなかつたができることは他にあるか。

子育て支援班長

基本的には栄サロンと同等になるようにと考えており、大きく差を付けようという思いは持っていない。基本的には食事スペースを作ることと、一時預かりをやること、面積については広くはなる。授乳室を設けることはできると思っている。

一石

業務委託ということで、子育ての課題は複雑化、多様化していて、ソーシャルワークが非常に大事なことだと思うが、直営でないというところで、子育てサロンは地域の窓みたいな感じで、子育ての情報がダイレクトに入ってくると思う。そういった情報が入ってきて、そのソーシャルワークにつなぐ力が業務委託にすることによって入ってきにくくなることはないか。

子育て支援班長

密に連携を取って、そういった部分も常に耳を傾ける姿勢でいるので、漏れがないような対応はしていきたいと思っている。

一石

例えば、現場での気づきをどういった形でもらえるのか。

子育て・健康課長

今のサロンでもそうだが、親子で集まってくる中で、そこにいるスタッフは育児相談員というか、何か困ったことがあったら相談してもらおうような人を配置している。そこで相談を受けたり、気になるお子さんがいたら、今もそうだが、町の子育て支援班や保健センターの専門職ともやりとりしたりしている。民営化になってもそういった専門職の目も入る形は取らせていただきたいと思っている。

- 一石 ソーシャルワークにつながる形をしっかりと保持していただきたいと思う。
- 野地 確認したい。二宮町の公設公営子育てサロンは、2ヶ所から1か所になり、中里の子育てサロンは民設民営の子育てサロンとして開く。したがって中里子育てサロンの職員は町の職員ではないということによろしいか。
- 子育て支援班長 職員に関しては寿考会の職員である。
- 委員長 今の確認は設置主体と運営する主体を説明してほしいという質問だったかと思う。
- 子育て支援班長 中里サロンの運営という部分では公設民営である。
- 野地 栄通り子育てサロンは公設公営として町が全責任を負う。中里子育てサロンについては、公設民営ということで職員は寿考会の職員で、設置は町が設置しており、町の施設として理解してよろしいのか。町の公共施設として判断してよろしいのか。町が設置したのであれば条例に入れるべきではないか。栄通り子育てサロンで何か事故が起こった場合、町の責任なる。同じ事故が中里子育てサロンで起こった場合は、寿考会が責任を取るのか、町が責任を取るのか。
- 健康福祉部長 建物という観点から言うと、民設になる。ただし、委託であるので町の事業を寿考会にやっていただく。そういう表現でいえば民設公営という形になるかと思う。
- 子育て支援班長 中里サロンで言えば、建物で何かあって事故があった場合は寿考会の責任であると考えている。栄通りサロンであれば町の責任であると考えている。運営に関しては両方とも町の責任であると考えている。
- 野地 学童と比較してしまうが、学童は公設公営で委託をしているので、税金でお金も支払っている。今回は、民設ということは百合が丘子育てサロンの備品を移動したが、寄附をしたのか買ってもらったのか。民設の学童に補助金を出していたが、同じように中里子育てサロンも補助金で運営をしていただくというのがスムーズではないかと思ったのだがいかがか。
- 子育て支援班長 百合が丘子育てサロンの備品については、廃棄処分という形になる。移動する予定はない。補助金ということもあったが、栄サロンと一緒にやっていくということもあり、最初の年でもあり、委託して様子を見ながら今後、補助金でという方法も考えていければと思っている。現時点では、栄通りサロンと揃えて委託をするといった形で考えている。
- 野地 色々な質問をしたが、あまり納得できていない。これから運営に入り、我々が理解できるように明確にお答えできるように、機会を設けたいと思うのでよろしく願います。

露木

民設公営の話で、また分からなくなってしまった部分がある。働き手のサロンの先生は、百合が丘がなくなっても中里で働くと議会全員協議会で説明を受けたが、栄通りと中里で人は誰に雇われているのか。栄通りは公設公営で当然、町であるが、中里も民設公営ということなら、町ではないのか。運営は町の責任でということだが、例えば、寿考会が中里のあの場所でサロンをやめて別のことをしたいとなった時に、誰がどのように決めることができるのか。百合が丘サロンは借りていたから単に返すだけで良いのか。学童での問題は、大人と子どもの接し方や子ども同士のもので、結局誰かに来ないでくださいとなってしまいうようなものが多い。町が責任を持つということだが、先生と子どもや保護者が合わないとなった時に、誰がどういう責任でどう介入するのか分からない。学童でも以前、聴き取りに行った時に誰がどういった役割をしているのか分からない。町なのか寿考会なのか、どこまでの範囲を誰が責任持つのか明確でなかった。そのあたりのマニュアルの作成をお願いしていたが、役割分担ははっきりしているのか。予算審査ではないが、どうしても予算的な話を一緒にしなければならぬと思っていて、今回の予算だと委託料が 2,236 万円とあるが、今までのサロンの運営事業もあるが、お金は上がるのか下がるか。

子育て支援班長

サロンをやめて別のことをしたい等の希望が寿考会さんになれば、話し合いの中で決めていくことになる。契約は1年契約ごとにしていくので、その契約の中で決めていくことになる。マニュアルの話だが、寿考会さんに雇われる話になる。栄通りも中里も委託になるので雇用主は両方とも寿考会である。町と寿考会と現場との連携については、もちろん何かあれば保育士から寿考会に話がいく。先ほど課長からも話があったが、本人でないと分からない相談等は、町の保健師と話し合っていただくこともあるが、何か事故等があった場合には、寿考会を通じて町に報告をいただく。町はどういった状況なのか本人に聞くこともするし、寿考会を通して聞くこともできるので両方を駆使して連携を取っていきたい。予算の話だが、30年度予算と31年度から委託する部分の比較をしているが、30年度約1,700万円、31年度2,200万円で500万円上がっているが、実際歳入が子育てサロンは国庫の補助が手厚く出るため、町の持ち出しからいくと、30年度は約900万円、31年度は約970万円である。70万円程度の増でできる。

副町長

誤りがあったらご指摘いただきたいが、「公設公営」とか「公設民営」とか色々な言葉が飛び交っているが、例えば、二宮小学校や一色小学校、山西小学校の学童は「公設公営」で、理由は町立小学校の敷地内、建物であり「公設」、そして委託料を支払い寿考会に依頼しているから「公営」である。もし委託ではなく、補助金でやってくださいとなったら「民営」という扱いでいえば、今度の中里のサロンは委託契約を結ぶわけだからまさに「民設公営」である。栄通りサロンについても、補助金ではなく委託であるため「公設公営」ということである。健康福祉部の方で少しぐちゃぐちゃになっているが、役所としてはそういった言葉の整理をしているつもりである。

子育て支援班長

具体的に申し上げる。例えば、町で発達支援教室をやっているが、そしん

会に委託したとする。そしん会の建物内で実施するとなった場合、条例にそしん会の住所を載せるということはないと思っている。そういった意味で今回条例に記載しない。

委員長 百合が丘サロンの跡地は返すだけでよいのかという質問があったが。

子育て支援班長 返すだけである。

露木 栄通りサロンは町のものだと利用者は思っている。よく学童のお母さんに、こういうことがあったのだが、誰に言えばよいのかと聞かれる。町なのか寿考会なのか、現場の先生に言っても、町に伝わっていないとか、現場の先生に言っても駄目だから寿考会の上の人に言いたいが、誰に言えばいいのか等、そのあたりが利用者の実際に直面している問題なのかと思う。わかりやすくしてほしいがいかがか。

子育て支援班長 町に直接言っていただいてもかまわないが、委託しているので寿考会の中でも雇っている保育士たちの中でリーダー職というものを付けてリーダーとして配置し、さらに栄通りサロンと中里サロンをまとめて見ていく代表者をつけて、そこに報告していく。内部でも、リーダーが誰か分かりやすく示していければと思う。

露木 結局トラブルが起きる時は、あまり気持ちがよいことではなく、両者に言ったはずが聞いていない等のないよう、連携は引き続きお願いします。

休憩 14時52分

(傍聴議員の質疑：根岸、羽根、大沼 各議員)

再開 15時05分

<討論>

野地 反対の立場で討論する。あまりにも急いでいるのか分からないが、今の質疑を伺っても、十分な体制で「公営」と言えない。何かあっても町長が頭を下げるのが目に見える。そこがまだはっきりされていない状況の中でこの運営は尚早だと思う。

<採決>

委員長 議案第23号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)…5対1

賛成：松崎・小笠原・露木・前田、一石 各委員

反対：野地委員

挙手多数である。よって議案第23号は可決された。
以上で審査を終了とする。

休憩 15時07分

再開 15時18分

④二宮町教育支援委員会条例の制定について（議案第10号）

教育部長

冒頭おそれ入るが、議案に誤りがあったため訂正をお願いしたい。お手元に正誤表を配付させていただいた。右が誤りで現在提出中の議案である。第5条の第2項の次が第4項、第5項と飛んでしまっている。正しくは、正誤表左側にあるとおり第3項、第4項になる。大変申し訳ない。

委員長

町より先ほど訂正の申し入れがあったが、既に議案上程をされており、会議規則第18条の規定により、議会の許可が必要となる。地方議会運営の実務に、委員会において訂正を前提として議事を進めるという運営も可能であるとの記載があるため訂正後のもので審査をお願いする。3月1日に本会議が開かれるのでその場で改めて報告をさせていただくようにする。

<補足説明>

なし

<質疑>

松崎

教育支援委員会ということで諮問委員会のような委員会だと思うが、第2条のところでその結果を教育委員会へ報告するとなっている。教育委員会に報告するということは、やはり教育行政の独立性ということで町長でなく教育委員会ということでよろしいか。議案第8号を見るとその結果を報告するとあり、誰に報告するのか書いていない。これは常識的に町長にという理解でよろしいのか。そういった見方をすると、それぞれ整合性が取れているのか、不安になった。今、確認したいのは、この議案で教育委員会に報告するというのは、教育委員会の独立性ということで町長ではなく、教育委員会に報告するということでよいか。

教育部長

児童生徒の就学に関することであるため、教育委員会の所掌事項ということになる。そのため、第2項にあるように結果を教育委員会に報告するということである。

前田

このような条例ができることは好ましいことだと思うが、この条例を見てみると設置から始まっており、定義が入っていない。どのような定義のもとこのような条例を制定されるのかお聞きする。それから委員会の構成が委員は25名以内で組織するとなっている。現在条例ではないが要綱等でこのような委員会が設置されているかと思うが、現在の構成はどのようなものになっているのか。変わった点はどのような点が変更になっているか。3点お願いします。

教育部長

最初の質問だが、第1条で設置あるいは目的といった形で条例の位置付けを定義している。先ほど議案第8号、第9号という声もあったが、条例によって、通常は第1条で委員会の設置の目的等を定義するわけであるが、その場合見出しを設置と書いたり、目的と書いたりする。この場合設置ということでその役割を一人ひとりのニーズに応じた適正な就学相談・指導・教育支援に必要な事項を審議するために設置するというように定義をしている。

指導班長 2つ目の質問の構成員についてである。第3条の(1)中郡医師会医師からということで2名の先生にお願いしている。(2)二宮町立学校の教職員ということで、校長先生と支援級の主任の先生に各学校から1名代表して出ている。(3)関係行政機関の職員からは、児童相談所、養護学校の先生、県教育委員会として中教育事務所の先生、福祉健康課長である。(4)二宮町民生委員・児童委員として1名、(5)その他教育委員会が必要と認める者として心理士に出ている。

委員長 現状の要綱で定められた規則とどこか変わっているかという質問があったが。

教育総務課長 現在要綱でこちらの支援委員会を開かせていただいているが、内容的にこの条例と変わるところはない。

前田 ただいま定義は設置内容に含まれているということだが、通常教育支援委員会というものは学校教育法にのっとって設置されていくのではないかと思うが、就学予定者に対して在学の児童や小中学校の特別支援学級等に入っている子どもたちのために、学校教育法の26号、第17条第1項又は第2項の規定に則り、教育支援委員会というものは設置されるのではないかと思っていたのだが、そういったことは特に謳わずに、この内容だけで十分であり、そういった内容も設置に含まれているというお考えでよろしいか。

教育総務課長 学校教育法のそういった規定等に基づいて、それぞれの教育的ニーズに応じた相談等、そういった意図を汲み取って、支援委員会の条例ということで定めさせていただく。

前田 設置の第1条だけ見ていくとそういったところを読み取れない。昭和22年の法律で古い法律だが、なぜ学校教育法に則ってということを明記しなかったのか。

教育部長 学校教育法の何条とおっしゃられたか。

前田 法律26号17条第1項又は第2項の規定によりというものが、他の自治体では定義として載っている。

教育部長 学校教育法の確認をさせていただきたい。

休憩 15時32分

再開 15時44分

教育部長 失礼した。青森市の条例では第1条の定義のところでは就学を必要とする児童生徒のところでは学校教育法の第17条から持ってきている。満6歳から15歳までの子どもを義務教育として通わせなければならないとしているが、二宮町の条例の中では学齢児童生徒という言葉で表わしている。第1条の二宮

町に住所を有する障がいのある学齢児童等という言葉で、学校教育法に定める6歳から15歳までの子どもを表している。

露木 就学指導委員会というものの違い、つながりを教えていただきたい。

教育総務課長 以前、就学指導委員会と言う名前で二宮町でも開催させていただいた。就学指導となると入学時に特別支援級がよいのか、普通級が良いのか県立の特別支援学校が良いのか、入学時のみの内容を話し合うような場のイメージがあったかと思う。入学してから後も継続して来年度どのように支援をしていくかといった、一人一人の成長を見ながら支援の方向性を皆で話し合っていくということがあり、文部科学省の方から名称について、教育支援委員会のようなものに変えていくのが望ましいという通知が出ており、二宮としても教育支援委員会ということで名称を変えた経緯がある。

露木 今の説明だとその委員会が名前を変えてということか。そうすると、先ほどおっしゃった内容でいえば、もっと幅広く支援していこうということになり、しかも条例になったということか。

教育総務課長 中身については今おっしゃったとおりであるが、名称変更については要綱の時から変更をかけさせていただいた。

休憩 15時48分

(傍聴議員の質疑：根岸議員)

再開 15時50分

<討論>

なし

<採決>

委員長 議案第10号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第10号は可決された。

以上で審査を終了とする。

⑤二宮町教科用図書採択検討委員会条例の制定について（議案第11号）

<補足説明>

なし

渡辺 前提として確認しておきたい。これは要綱で既に実施されている委員会か。現在運用されている要綱と変わっている点があれば、先に説明をお願いします。

教育総務課長 既にこちらの検討委員会についても要綱で定めて運営している。所掌事項等についても特段の変更はない。

<質疑>

露木 現状を教えていただきたい。第3条の12名以内の(1)から(5)の中で、

どんな人数でやっているのか、保護者についても教育委員会からだと思うが、基準について教えていただきたい。7条で教育長及び教育委員は、教科用図書の採択の参考とするため、検討委員会に出席することができる」と書いてあるが、実際は参加されているのか教えていただきたい。

指導班長

現在の検討委員だが校長先生の代表、教頭先生、保護者のところだが、PTAの二宮町PTA連絡協議会に適切な方をお願いした。平成30年の検討委員会の人数は9名である。

教育総務課長

少し補足させていただく。採択する科目等により、人数が変わってくるところがある。例えば、小学校の教科書の採択となると小学校の校長先生には全員出ていただく。中学校の採択には中学校の校長先生全員に出ていただくことがある。人数の変更は採択の内容によって変わる。第7条の教育長及び教育委員の出席だが、いろいろご意見を直接聞きたいということがあるのでかなりの頻度でこちらを傍聴していただいている。

露木

傍聴とおっしゃったような気がするが、出席することはできるとなっていて、出席と傍聴ではだいぶ役割が違うと思うので、その点をもう一度確認したい。二宮町PTA連絡協議会に依頼しているとのことだが、教科書の選択はとても大事だと思っていて、それをそのまま投げているのか心配である。教科書の採択をしている委員というのは、私が委員だとは言えないと思う。それについては書いてあるのか、委員としての守秘義務と委員であることの守秘義務について確認したい。

教育総務課長

傍聴と申し上げて失礼した。出席ということで、そのなかでいろいろな意見を聞いていただいている。採択に関してPTAの方に保護者代表として入っていただいている。教科書を採択するということが大変な重い仕事だと思うが、様々な教科書についての調査研究資料があり、そちらを詳細に読み込んでいただき、教科書の実物の見本を見ていただき、実際に二宮町の子どもたちにふさわしいかどうか、それぞれの立場でのご意見をいただいている。

教科書を選ぶにあたり、教育委員会で採択方針を決めている。実際に採択委員会が開かれるときに、採択方針ということで決まっている。子どもたちの実情にあったものを選ぶという基本的なことではあるが、そういった趣旨で選んでいただきたいという説明をし、資料を読み込んで、ご意見いただいている。守秘義務については、教科書採択ということが公平で公正でなければならないということ守秘義務であるが、自分が委員であることはしばらく口外しないようにとお願いしている。教科書の中身の検討の様子についても、採択終了するまでの間は非公開ということで、会議自体も非公開でさせていただいている。いろいろな外からの不要な圧力がかかり、教科書採択が歪められてしまうと困るので、そのようなことは皆さんにお願いし、採択が終わった後については、情報公開などがあれば公開させていただいている。

露木

さっき予防接種の件で守秘義務の文言が入っていないとのことで、一回会議が止まったが、これに関しては条例にそういったことは入ってなくてもよいのか。保護者の代表は何名いるのか教えていただきたい。

- 指導班長 保護者の代表は、小学校1名、中学校1名となっている。
- 教育総務課長 守秘義務についてだが、文部科学省から教科書採択における公正確保の徹底等についての通知が出されている。先ほど申し上げた公平公正な採択をするためにということで、静謐な採択の環境を確保することになっている。例えば、会議の公開、非公開についても適切な判断をするようにということで通知をされている。二宮町としては、公平性の確保の点から、会議自体は非公開とし、その内容については守秘義務というところで口外しないようにとお願いしている。
- 委員長 上位法で明確に規定されているので、それに基づき条例に書いていなくても指導されているという決まりで運営していくということで理解した。
- 小笠原 第3条の保護者の代表を二宮町PTA連絡協議会に頼むが、校長の代表者は、持ち回りでやるのか、代表をどうやって決めるのか。教頭も5人いる中で、たまたま時間が空いた人がやるのか。得意科目で選ぶとか何かあるのか。
- 教育総務課長 代表の選び方についてだが、例えば、小学校の採択の場合は、中学校が2校あり、どちらの校長先生に出ていただくのかということがあるが、校長は他にも色々な充て職もあるので、先生のご意見を伺いながら調整する。中学校の先生だと、ご自身の受け持っている教科があるので、そういったものを勘案し、教育委員会から願います。教員に関しても教科を見ながら、こちらからお願いしている。第8条に調査委員というものがあって、各学校から教科ごとに調査員が出ているので、そのようなところを見ながら代表の方を委員会からお願いしている。
- 松崎 先ほどの守秘義務についての話だが、先ほどの説明だと、ここに書かなければならないのではということになる。それと、第7条、教育長及び教育委員の出席は傍聴ではないとの説明だった。それと同時にこの委員会は諮問委員会的な位置づけなので諮問委員会は英語で言うと、アドバイサリーボード、要するにアドバイスをする人たちという位置づけなので、最終的な責任はやはり教育長だという理解で間違いはないか。
- 教育部長 守秘義務については先ほど課長から説明があった通り、審査の段階では採択に影響を及ぼさないようにと配慮している。検討委員会は個人情報を取り扱わない。検討委員会が終わると全ての情報は公開されるので守秘義務という規定はあえて設けていない。採択検討委員会の決定を受けて、その内容を教育委員会に報告すると第2条にある。最終的な決定の責任は教育委員会にある。
- 休憩 16時06分
(傍聴議員の質疑：なし)
再開 16時06分

< 討論 >

なし

< 採決 >

委員長

議案第 11 号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 11 号は可決された。

以上で審査を終了とする。

⑥特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例（議案第 21 号）

< 補足説明 >

なし

< 質疑 >

前田

「地域学校活動の推進に熱意と識見を有する者などのうちから、教育委員会が委嘱する」とあるが、地域学校協働活動推進員とはどのような方で、どのような役割を担う方なのか。また、条例上の位置付けはどうなっているのか。

生涯学習・スポーツ班長 地域学校協働活動推進員に関しては、地区役員の方、社会教育委員会議の中で色々議論させていただいて、社会教育委員とか、地域に関わっていただく方を予定している。期待される役割としては、地域や学校の状況に応じて、企画とか立案、あとは学校や地域住民、企業、関連機関等の調整、あとは地域ボランティアの募集であるとか確保、あとは地域住民への情報提供となる。条例の位置付けは、地域学校協働活動推進員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中にに基づき、学校運営協議会の委員になっていただくことになっている。

野地

学校運営協議会の委員の方が値するという事なのか。では、そういう名前の条例にしなかったのか。地域の役員という話もあったが、地域の役員だから、協働推進員というわけではなく、地域の役員だろうが、社会教育委員だろうが関係なく学校運営協議会の方があてはまるという理解で良いか。

教育部長

現在、学校運営協議会は一色小学校だけが設置されている。そこには、地域学校協働活動推進員はいない。この条例を提案した理由は、ここに、地域地域学校協働活動推進員を加えたいと。それをだれがやるかということだが、今考えているのは社会教育委員であったり、地域の方であったり、色々なことがあろうかと思う。こちらの、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められているが、この地域学校協働活動推進員そのものは社会教育法で定められている。学校運営協議会は、学校運営について協議をする場であって、社会教育の場ではないが、そこに地域の連携というのは、どうしても生まれてくるはずであって、地域と学校をつなぐ役割を地域学校協働活動推進員に担っていただきたいということである。

野地

地域学校協働活動推進員を新たに設置して、学校運営協議会のメンバーではないが、学校運営協議会のメンバーとして新たに数を増やしますと。その

方の立場は、活動推進員がやりますと。地域学校協働活動推進員の役割は、学校運営協議会の中だけであって、それ以外で地域学校協働活動推進員が活動することはないという理解で良いか。

生涯学習課長

地域学校協働活動推進員には、放課後子ども教室を来年度メインで活動していただきたいと考えている。学校運営協議会のメンバーの一人が、今の地域学校協働活動推進員になっていただいて、その方が放課後子ども教室の運営のコーディネートをさせていただく。

野地

放課後子ども教室は、学校運営協議会で行うのではなくて、地域学校協働活動推進員個人が行うこともあるということなのか。

教育部長

一色小学校をイメージしていただくと分かりやすいと思うが、一色小に学校運営協議会が今年からできて、学校の運営方針などを承認するというところをやっている。一方で見守りとか部会も立ち上がっていると聞いているが、一方で一色地区再生協議会があって、そこと実際にはつながりながら、見守りをやったり、学習講座をやったりしているという現状があることをご存じと思う。それを形にしたいということで、現在も地域学校協働活動推進員のような役割をされている方が、一色小学校区にはいらっしゃるわけである。その方が学校運営協議会と地域とをつないでいく。実際に放課後子ども教室をやる体制としては一色小学校の場合は、地域再生協議会という形ができています。一方で山西小、二宮小はこれからだが、こういった役割を担っていただく方を置くことによって、そういう体制をつくっていききたい。

露木

山西小でコミュニティスクールを校長が説明された時に、地域とのコーディネーターが欲しいという話をしていた。要するにそれなのかなと思ったが、今聞いていたら放課後子ども教室の話が出てきたので、役割が広いような気もした。例えば学校運営協議会のメンバーのうち、何人がこの推進員になるのか。他のメンバーの方々の報酬というか、額とか位置付けをお聞きしたい。

生涯学習課長

地域学校協働活動推進員は、学校運営協議会の方の1名を想定している。その1名の方は、運営協議会の月額が払われる。私たちが上程しているのは、1時間当たりの単価を載せている。兼ねている方、委嘱している方は別途支払われる。

露木

かなりボランティアみたいに入っている方もいる。お金に差が出てきて、仕事の責任を持つと思うが、実はやっていることは同じなのに片方にお金が入るみたいな実態にならないといいなと思うがそのへんどうか。

生涯学習課長

コーディネーター、地域学校協働活動推進員が今回1,480円としているが、それとは別にお手伝いしていただく方とかにも時間割で現在もお支払しているところである。コーディネートするので、かなり負担がかかるということで、1,480円。他の方でお手伝いしていただく方には時間740円を想定し

ている。この金額については県の補助金の積算基準の方から算出させていた
だいでいるので、ご負担に応じた割合、単価なのかなと考えている。

教育部長

補足だが、学校運営協議会の設置を目指している山西小の話があったが、
コーディネーターが必要というのも分かっている、コーディネートする内容
には、日々の見守りだったり、ボランティアの部分であったりする。それは
それでコーディネートしていただきたいと思うが、ひとつ放課後子ども
も教室というのも、地域として考えてほしいと我々は思っていて、放
課後子ども教室の枠組みを使うことによって、国・県から3分の1ずつの予
算が引張れるので、その意味で時給の1,480円を設定させていただいて
いる。あくまで予算化されているのは放課後子ども教室の開催の時間、コー
ディネーターさんについてはプラス前後の1時間を想定していて、申し訳ない
がその中で、様々なコーディネート始めてほしいということで現在は考
えている。

露木

学校運営協議会で会議をしますとなった時に、そこに地域学校協働活動推
進員がいて、この方にだけ時給が払われるということはないということで良
いか。

教育部長

学校運営協議会は生涯学習課ではないので私が答えるが、学校運営協議会
は1回出席につき6,200円ということで、こちらの地域学校協働活動推進員
が学校運営協議会の委員としても委嘱されるので、会議に出席した場合には
6,200円ということで、皆さんと同じ額。さらに放課後子ども教室をやっ
ていただく部分は、1時間1,480円ということでお願いしていきたいとい
うことである。

松崎

放課後子ども教室というのは、ニーズは今どういう感じであるのか。

生涯学習・スポーツ班長 回数は1年間で各学校3回ずつやっていて、今後は色々な部分で回数
の検討はしていく予定だが、現状、放課後子ども教室は2時から4時45分、
5時と色々なことをやっているが、参加する子どもは低学年が非常に多く、
高学年はなかなか参加しないというか、比較的孩子もたちにとっては、安全
安心な居場所ということで、かなり事業的にはいい内容でやっているのでは
ないかと思う。

松崎

いいことなのかもしれないが、週3回ではなく、年間3回というと、ニー
ズという点では、どうなのか。ニーズがあって始めたことと言えるのか。

教育部長

放課後子ども教室には歴史があって、最初は週末にラディアン等で4、年
間10回か20回くらいやっていた。子どもゆうゆうスペースという名で。そ
れから各学校でやるべきだということで、やり始めて、現在もやっているが、
放課後子ども教室が、子どもの居場所をつくりたいという思いがあってやっ
ているわけだが、生涯学習課の職員がなかなか各学校に赴いて事業を組み立
てて、もちろん様々なボランティアの方に手伝っていただいているが、や
はり限界がある。そこに地域という枠組みを活かしていきたいということで、

今回こういった形に変えていきたいということである。

松崎

元々年間 10 回とかやっていたが、対応できなくてやむを得ず年間 3 回になってしまい、受け入れ体制側がしっかり推進員というものを学校に送ってあげることによって、そのくらいのニーズは出てくるのではないかという考えか。

教育部長

年間、3 校で 3 回ずつ、計 9 回だが、ニーズという意味では、低学年主体に、二宮小は多くて 100 人はいかないが、一色小は当然少なくても 2、30 名、山西小はもう少し多くてという程度である。実際に携わってみると楽しみにして来ていただけるお子さんはいらっしゃるのも、もちろん家に帰って遊ぶ子はそれでいいし、学童に通う子もいるが、そういった場を楽しみにしている子どもはいるということである。

委員長

今回出ている地域学校協働活動推進員というのは、先ほど町の社会教育法の位置付けはお話があったが、町の条例なり町の計画の中で、この仕事というのが位置付けられているのか。

生涯学習課長

初めての位置付けであるので、現在のところは無いが、設置要綱なり規則なりでしっかりと位置付けを定めていきたいと思う。

休憩 16 時 28 分

(傍聴議員の質疑：なし)

再開 16 時 28 分

< 討論 >

なし

< 採決 >

委員長

議案第 21 号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 21 号は可決された。

以上で審査を終了とする。

⑦二宮町ふたみ記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（議案第 22 号）

< 補足説明 >

なし

< 質疑 >

前田

現在の運営自体はどのような形で行われているか。約 4 年前から、入館料は値下げされたが、値下げ後の入館者の数はどうなったか。イベント等が行われたときは 100 名近い方が来られたが、その方に「ふたみ記念館に入っていくてくださいよ」と言うと、「200 円払えないよ」と言われる方も多数いたかと思う。ここで無償化することにより入館者の増、及びギャラリー利用者の数をどの程度増えると見込んでいるか。

生涯学習・スポーツ班副主幹 運営についてだが、運営方法はふたみの施設管理をシルバー人材センターに委託して施設管理をお願いしている。内容は、受付は 3 名で、施

設の開館閉館、電話対応、受付対応事務、観覧者のチケットのカット作業、観覧料の徴収管理、二見画伯の概要のチラシ配布、DVD の上映等をお願いしている。値下げ後の入館者数については、27 年度に観覧料を 500 円から 200 円に改定させていただいた。改定する前の 26 年度の有料観覧者の入場者数は 422 人である。27 年度、200 円に観覧料を改定した時の有料観覧者数は、734 人である。有料入場者数を見比べると増加、観覧料を 200 円の改訂に伴い、観覧者数は増になった。27 年度 200 円に改定して、今現在 200 円で運用させていただいているが、入場者数は横ばいというか、伸び悩んでいる状況である。

前田 無償化することにより、どれだけ増えるか。

生涯学習・スポーツ班副主幹 無償化することによりどれだけ増えるかについては、毎年、観覧者数は年間 650 人の方に来ていただいているが、観覧を無料にすることによってより多くの方々に二見画伯の作品に触れていただき、魅力を知っていただくために無料化にする。町の「菜の花ウォッチング」だとか、町の事業でふたみ記念館に足を運んでくれる方たちにより、ふたみの作品に触れていただく。年間 650 人近い方にご来館いただいているので無料化にしても 650 人に近い方を目標に来ていただければと思っている。

生涯学習課長 先ほど無料にした時の今後の動向だが、スタンプラリーとして、「菜の花ウォッチング」でお越しいただいてもそのまま帰られてしまうという方がいらっしやった。例えば、集計で、スタンプラリーに参加された方だけでも約 750 名近い方がおられた。1 日に 50 人来られる場合もあるので、その方たちが単純に、無料で中に入っていたらと思う。その中には有料で中に入っている方もいられるが、なかなか全ての方は難しい。現状から約 750 人プラスになるのではないかと想定している。

委員長 先ほどギャラリーとか、イベントの見込みについてはいかがか。

生涯学習・スポーツ班副主幹 イベントの観覧状況だが、今年度は、主なものはボランティアがイベントの企画をし、町と一緒にやっており、主なイベントとして 11 月の「ワンコインギャラリーコンサート」の参加者数が 86 名である。1 月の「菜の花ウォッチング」のイベント期間中に「菜の花コンサート」を実施し、64 人。今年、ボランティアの新しい企画として「菜の花ウォッチング」期間中に、2 月 1 日から 17 日の 2 週間「ガラスの作品展」を開催し、大変好評で、354 人の方にご来館いただいた。

前田 ギャラリーを無料にしたらどの程度の利用が見込めるのか。小学校が絵を貼ったりして無料でやっていたと思うが、どのくらい増えるのか。

委員長 ギャラリーの方も今回の提案では無料にするということで、その見込みとどうか、見通しについても質問がされている。

生涯学習課長 ギャラリーの使用期間については、前は連続して 12 日間であった。

前田 期間ではなく、無料にしたら使う頻度がどの程度見込めるかということである。

生涯学習課長 8日間になるので、毎月、月ワンクールと考えると12回連続して催しが出きると考えるのですべて埋まるのではないかと考えている。

前田 今ギャラリーの方で、ギャラリーがほぼ埋まるということだが、8日にして12回ということは、96日だと思う。ギャラリーの利用日数は96日しかないのかと。年間365日月曜、火曜休みとしても、二百何十日あるはずだが、今の課長の答えだと、8日として12回ローテできれば、ほぼ埋まるかということは、96日しか開館しないとおっしゃったのか、そのへんをお聞かせいただきたい。こうして無償にしても増えないことを見込んでいても、先ほどほぼ横ばいであると副主幹の答えだったが、将来的に閉館への布石としていくのかと思われるので何うが、特にそのようなお考えはないのか。また、条例の施行規則の第2条休館日に関する項目を改定するお考えは今のところなのか。3点何う。

生涯学習課長 開館日については、施政方針に記載させてある通りで、6月1日からは開館日を土日祝日ならびに菜の花ウォッチング期間とし、開館日の関係は規則だが、そちらについては規則改正をしたいと現在考えている。開館日が減っても来館者数の減少がないかということだと思うが、現在の来館者の比率は、平日と祝日。

前田 平日と祝日は関係がない。12回ということで開館を減らす規定を変えるのかと聞いて今お答えいただいたが、これは将来、閉館への布石かという質問に対しての答えがない。

生涯学習課長 それはない。

前田 ただいま、開館の規定が変わると、休館の回数を増やすと。町長の施政方針に載っているからと。そこで週のうち、5日閉めてしまうと、絵の保管についてどのような施策を講じるのか。あそこを閉めてしまい、空調を使わずに、夏の暑い時や冬の寒い時に、5日間閉館して風を通さない、空調も使わないとなると絵がだめになる。絵は繊細なもので、風を通すことも必要で、無償ならば閉館にする必要はないと思うが、どのような思惑で土日、休日、菜の花ウォッチング以外は閉館にしてしまうのか。

教育部長 土日祝日、菜の花ウォッチングに限って開館したい。これは規則改正を伴っているので今度教育委員会議に諮っていくことだが、現状の入込客数から判断して効率的な運営のためにそのように考えている。絵の管理については、開館当初から温湿度管理をしているのでこちらについては同じようにやっていきたいと思っている。

前田 要望だが、先ほど話だと500円を200円にして約倍増している。無償化し

たことにより、スタンプラリーで寄った方が750名全て入っていただければ、これは菜の花ウォッチング中だが1,400名を超えてくる。コンサート等を開いたときも無料にすれば、そこでおいでになった方たちが入ってくるような点を考えていくと開けておいた方が、観覧者が増え、二宮にこういういいところがあるという宣伝にもなる。また、県の事業として行われる「シェアサイクリング」藤沢から鎌倉、二宮まで来ることが実施されたときに、いつでも自転車を乗り捨てる拠点ともなりうるわけで、そのような点をお考えの上、できるのであれば今のままの開館日数を保っていただきたい。

松崎

部長職以上の方と話をする時は、私は二宮町の10年後、50年後の二宮の青写真、ヴィジョン、どういうイメージを描いているか聞くことが多いが、クリアなイメージを描かれている方がいないなと少し残念だなという気がしている。今回のふたみ記念館の開館日数を減らすと、一方で閉鎖をしないという話があり、そうすると、5年後、10年後、20年後のふたみ記念館をどうしたいのか、どういうイメージを描いているのか。

教育長

ふたみの今後について無料にするということだが、私が意見を言っているのは美術館の役割である。私は学校の出身なもので、一番に子どもが目に入る。小中学生はもちろん二宮高校もあるので、美術部、書道部とか文化芸術に関したことを学んでいる子どもたちがたくさんいる。ところがそういう子どもたちの発表の場が少ないのはご存じの通りだと思う。そういったところにふたみ美術館を開放していくというのもひとつの手立てである。土日の開館だと子どもたちも行かれるし、親御さんたちも自分の子どもの作品があれば見に行く。普段学校に行かなければ見られないものが見られ、一般の方にも開放して、見られるということで premia が付くし、子どもの成長の過程にも役立つ。子どもたちだけでなく「ガラスの美術展」があって、私も見に行ったが、地元の大学生が先進的な芸術家がこんなに素晴らしい作品を作っているのが分かると、自分たちも将来こうなりたいと夢が広がる。子どもたちの5年、10年先を見ると、美術館を有効活用して、子どもたちにも、学校の美術部の生徒にも使えるようになるといいですねということになる。美術部やそういうサークルに入っていないなくても、夏休みに私の以前所属していた地区では学習展をやっていて、美術作品だけではなく、創意工夫の作品、いろいろなものを展示することが可能で、夢がいっぱい広がるので、いろいろな施策を私の方から指示していきたい。

松崎

将来のヴィジョンを語っていただきすごくうれしく思った。ぜひ、「二見利節を楽しむ会」があるので、そういう方たちとコミュニケーションをとりながら将来のことをもっと深く語り合いたいなと思った。そのためには開館日を減らさない方がよいと思うがいかがか。

教育部長

前田委員の要望にもあったが、開けておいた方が入るかもしれないが、現状の月曜日から金曜日までの入り方と土日、あるいは菜の花期間中の入り方が明らかに違うので、施設の効率的な運営も持続するためには必要なのでそのあたりを勘案してこのようなことを考えている。

一石 私は、あそこを美術館として価値をつけるやり方がもっとあるのではないかと考えている。大切な地域資源で、人文的な二宮の貴重な遺産で、あの地域には川勾神社、そしんがあり、地域とやっぺいこうと、人とつながる施設となった。農で新しいことをしようとしている方が複数チャレンジしたり、太陽光発電施設もできる、人文的な資源を何で活用できないかと思うと、行政が管理しているからではないか。民の力を活かすようなやり方ができないか。愛護会があるとおっしゃったが、あの場を例えばカフェをつけるとか、リノベーションができるような人たちにつなぐやり方ができないか。

町長 私が就任してから4年間、イベントごとにおそらく全て行っているかと思う。楽しむ会の企画のイベントやコンサート、夏休み等に子どもに絵を教えるワークショップ等もしていただけており、行かせていただき、いろいろ意見交換をさせていただいている。何年前か分からないが、委託費なども払うので運営などをやってみませんかとお話したこともあるが、そこまではできないと言われていて、単発のイベントはできるけれどということで続いている。行政としてもこれまでも民活を考えてきたが、この部分では今の状況は難しいという中で、でもやはりイベントをすると80人、100人くらい来ていることもあり、活かしていくことと、二見利節の絵の良さに一人でも多くの方に、知っていただく、中を見てもらうということを含めて今回無料にして、日数は限られるが、入っていただくひとつのきっかけとしていただきたい。民活の方は今後また別のいろいろな団体や意志ある方が出てくればお話しもできるかと思うが、今までの経過の中では難しかったという現実があった。

一石 投げかけたのが限られた方だったということで、もう少し広く募るようなことはできないか。ふたみの作品は本当に素晴らしくて、記念館というとなんとか趣味人がいたのねと思われはしないかと思って、文化財としても価値である。二宮町は公共施設があまり文化の香りがなくて、学校もそうであり、ふたみの作品の寄附をずいぶん受けたと聞いている。それを活かすようなやり方をもっと考えられるのではないか。

教育部長 今後の運営に関するご提案というようなイメージで捉えてよろしいか。条例の質問としてはお答えしにくいですが、そういったことも可能性としては、様々な方に使っていただくというのはあると思うので、今回ギャラリー無料化するので、そのことによって様々なお申し出があると思う。カフェというのは別にしても、お申し出は増えてきてくれるのではないかという期待もあるので広い視野で取り組んでいきたいと思う。

一石 来てくれる人をひたすら増やしたいということで、価格を下げるという方向か。

教育部長 菜の花ウォッチングのスタンプラリーで入口200円を払わずに帰ってしまうという方が何百人もいらっしゃるということなので、まず知っていただくためにも無料化ということで、まずは見て下さいということから始めて、教育長からもあったが、学校現場の方にも積極的に投げかけていきたいと思

う。

露木

数字として整理したい。先ほどから土日の方が多いいという話だが、平日と土日、平均何人来ているのか。人件費とか色々な問題あって、先ほど3人とおっしゃったが、1日3人ではないという確認をしたい。平成29年の決算を見ると、単純に割ると519人くらいかと思うが、先ほど734人の平成27年から横ばいとおっしゃっていた。平成26年が422人でどちらかというところち近づいてきているのではないか。横ばいではなく下がっているのではないか。だからこれだけいろいろと無料化とかを考えているのではないか。それと土日だけになっていくにしたがって、決算でいうと何割減くらいになるのか。例えば、人件費はもちろん減るのだろうが、光熱費も平日止めることで下がっていく見込みか。1年間で考えた時に、ふたみ記念館管理運営事業から下がる見込みか。ギャラリーについて、利用者が少なかったと思うが、有料だったから少なかったと見て無料にしているのか。見せる側はお金を払ってもよいと思うのだが。小中学校で使う時は無料で、美大と連携していくとかすれば有料でもよいと思う。

教育部長

単純な比較はできないかと思うが、ラディアン展示ギャラリーは無料だった時代がある。その際は、町民の方が年に1回限り無料という運用をしていた時代があるが、その時は非常に人気が高かった。なぜ有料にしたかというところ、同じ方が多数の名前を使って予約をしてしまうという弊害が出てきてしまった。それくらい人気があった。そのような経緯から考えて、展示をしたい方、今も絵手紙か何かの展示の申し込みがあったかと思うが、展示をしたい方は一定数いらっしやって、有料ということで躊躇するというところもあると思う。そういったことで無料化を精一杯アピールして展示をしていただきたいと思う。なお、学校に関して小中学校だが、現在も減免している。

生涯学習・スポーツ班副主幹 平日と土日の観覧者数だが、平成29年度の実績だが、平日は年間226人、土日祝日が年間417人で計643人、1日の平均人数にすると、平日は1.6人、土日祝日は3.6人で全体では2.5人である。先ほど観覧料を200円に改定した時に人数が増えたということだが、その年度については増えたということである。有料観覧者数は、改定した時期は増加したが、28年度以降年間で見ると、650人というところで、目標としては、菜の花ウォッチングの観覧者数を巻き込んで1400人としたいのだが、減少の状況ではあるが今まで来ていただいた650人は横ばいである。

委員長

具体的に数字をお持ちであれば、出していただいた方が分かりやすい。横ばいの範囲も色々皆さんあると思う。数字を教えてください。平成27、28、29年でよい。

生涯学習・スポーツ班副主幹 有料観覧者数は27年度734人、その中には無料で来られた方の人数は含まれていない。28年度は465人、29年度が519人である。人件費だが、1日1人の受付で運用している。土日祝日開館にしてどれくらい下がる見込みかだが、有料によってかかる経費がチケットの印刷代、開館に伴う光熱費の経費、観覧料の徴収や使用料の徴収を職員が毎月ふたみ記念館に徴

収に行っているが、目に見えない労力の削減もある。

生涯学習課長 予算ごとにお答えするが、30年度予算は約320万円、これからご審議いただく31年度予算は約210万円で100万円程度下がる。

委員長 31年度予算案というのは、開館日も減らした前提での予算組みということで理解する。

露木 先ほど平日と、土日の人数を教えてください意外と変わらないと思った。元々少なく226人と417人で、2人か4人かという感じで変わらないと思ったが、あそこを通る人や菜の花ウォッチングで来る人を見込めば、大分そこに差があるというところで、土日のみにしていくということによいか。これだけ見ればあまり差がないような気がするが、土日に通る人等も考えると、無料にすればたくさん入るし、土日だけでよいという考えによいか確認する。

生涯学習課長 その通りであるが、平日と土日祝を比べた時に、日数が違っている。平日に来られる方が仮に3だとすると、土日祝の方は7だと思っている。あとは平日の開館日数も土日よりも多い。総来場者数から言うと今おっしゃったとおりである。休日にお立ち寄りいただいた方にぜひ中まで足を運んでいただきたいという趣旨である。

露木 美大とかアニメーション学院等の連携をされるとよいと思う。学校の授業で伊達時さんとかをやると思うが、そのタイミングで伊達時さんにまつわる何かをおいていただくとか、授業と連携して土日にそれを深めてみようみたいな流れが出来てもおもしろいと思うのでご検討いただきたい。

野地 今回、利用促進を図るための措置である。利用促進と言うのは入館者数を増やすためと理解している。違っていたら教えていただきたいが、土日だけの開館として無料とした場合の目標とする人数を年750名という表現をされたかと思うが、無料にして750名であれば全く意味がない。先ほどは有料だったが、有料という言葉がないので、極端に言うと、目標は1,000人でも1万人でも2万人でも立てれば良い。その考え方はいかがか。入館料として13万円入っていたものが、1千人来ようが1万人来ようが0になる。支出もそれ以上下がるが、入館料がなくなった中で、駐車場管理等がある。建物の中は分かったが、誰も目が配れなくなってしまうのではないかという外の管理のことでもう一度確認させていただきたい。それと丹沢アートフェスティバルと神奈川西部地域のミュージアム連絡会に入っていると思うが、土日だけの開館で影響はないのか。駐車場スペースを活用できないかという話がよく出るが、現状の条例では貸出しができないということであれば、しようというお考えはないのか。

生涯学習課長 先ほどの750名というのはスタンプラリーに来られた方の数字である。単純にそれが足されるであろうという部分ではある。ご指摘のとおり、目標を高く掲げながらより多くの方にお越しいただきたいと思っている。外の管理について、先ほどもあったが空調管理等もあり、定期的には確認しながら適

正な管理をしていきたいと考えている。丹沢アートフェスティバルへの影響についてだが、菜の花ウォッチング期間と重なる部分もあり、影響はない。ミュージアムリレーは1日で、平日に行く施設が多い。これは来館者が多いからである。改正して週末開館となれば、特別開館でミュージアムリレーの日程に合わせて特別に開けたい。駐車場について現在おっしゃるとおり、利用は制限されている。これを現在大幅に変えるということは考えていない。要望等があればその後考えていきたい。

野地

利用促進イコール入館者数を増やしたいがために、なんとなく苦肉の策である。無料にしてまでも来ていただきたいという気持ちがここに表れていると思っているが、目標値はないと今おっしゃった。そうではなく、開館日数は半減してしまうかもしれないが、有料者はいないかもしれないが、やはりより多くではなく、今まで数字があるのだから、月に何人だとか、年に何人という目標を掲げた中でやっていくべきである。そうしないとほったらかしになる可能性もある。利用促進という言葉だけでなく、より多くということではなく、何を求めてやるのか明確にするべきであると思うがいかがか。

教育部長

何事も数値目標は大事である。あまり大風呂敷を広げても良くないが、1つ例を挙げるとすれば、23年度に開館して24年度は無料、有料合わせて4千人の入館者数があった。やはり目指すべきところとしてはそのあたりにあるのではないかと思ひ頑張っていきたい。

小笠原

私はとにかく前向きな改善だと思っている。先ほどラディアンを無料だったら名前を変え、他の人が次々借りるとあったが、また無料になったらどのように防ぐのか。普通の美術館だと物販があるが、ふたみ記念館は絵はがき1枚も売れないのか。けっこう抜け道があって公園も物を売ってはいけないが、松田町は今年から協力金ということで、1人200円集めている。物を売れるようになる方法はあるのか。条例を変えれば良いのか。例えば、町民センターも福祉センターだったから物販できなかったが町民センターにしたことで可能となった。

教育部長

まず、ギャラリーのことだが、仮に様々なことを考えて何回も使いたいというニーズが出てくれば、考えていかなければならない。むしろ、そういったニーズが出て他の方々の利用に支障がでなければよい。使っていただける方がいるということが、まずは大事であると考えている。

生涯学習課長

現在記念館の施設及び敷地内においては、教育委員会が許可したもののほか、入場料の徴収、寄付金の募集、物品の販売、買取、契約、広告、宣伝その他これに類する行為をしてはならない。となっているが、教育委員会の許可したものであれば、販売はできないことはないという運用である。

小笠原

どのようなものなら許可してもらえるのか。教育的なものなら良いとか下着はだめとか簡潔に願います。

教育部長

許可の基準については、明確に条例、規則に定めてはいない。一つひとつ

判断していくことになるが、記念館に来ていただいて「ふたみの絵」を見ていただくことに資するのであればよろしいかと考えている。

小笠原

二見利節さんのお孫さんが、絵本作家さんで絵本の原画展をやりたかったが、あそこでは絵本を売れないからやれなかったという話があるようである。そのような企画があったら、絶対に見ると思うので柔軟に対応していただきたい。

休憩 17時20分

(傍聴議員の質疑：二宮、坂本、大沼、善波 各議員)

再開 17時43分

<討論>

小笠原

賛成の立場で討論する。私はそもそも二見記念館を設置するための条例に反対しており、教育費の中で、あそこにだけ集中して予算を組むということにいつも疑問も持っている。その中で、町の毎年色々な部分で試行錯誤しながら改善してきていると思う。また、土日に集中的に人件費を使いながらイベントを組んでいくやり方もひとつ前向きなだと評価し、この条例に賛成する。

野地

私は反対の立場で討論する。まず提案理由について、理由が一番大事であると思うが、利用促進を図るとされつつも、特に入館者数の目標を持っていなかったところが一番認められなかったところになる。その流れとともに、一度無料にしてしまっただけでは、その目標値すら忘れてしまうのではないかと思う、今回は反対とする。

一石

私も反対の立場で討論する。やはり数字だけを見て、数字で解決策を考えているような気がして、少なくともその方達が価値のある時間を過ごすということの価値をしっかりと見るような施策が必要である。

<採決>

委員長

議案第22号を採決する。原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手少数)…2対4

賛成：小笠原・露木 各委員

反対：松崎・前田・一石・野地 各委員

挙手少数である。よって議案第22号は否決された。
以上で審査を終了とする。

閉会 17時45分